

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新居浜市長

## 公表日

令和7年3月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。</p> <p>特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく進学・就職準備給付金の支給に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</li> <li>医療扶助のオンライン資格確認に係る業務(以下の事務) <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</li> </ul> </li> </ol>
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表23の項</li> <li>(番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</li> <li>新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条、別表第1 項番1、別表第2 項番1, 2, 7</li> <li>生活保護法第80条の4</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42, 43の項</li> <li>情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項 (医療扶助のオンライン資格確認に係る業務) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6項(委託に伴い実施するもので、情報連携によらずとも特定個人情報を提供することができる)</li> </ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部生活福祉課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	
9. 監査		
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定し、ICカードとパスワードによる認証を行っています。事務取扱担当者はユーザーIDとパスワードで識別しています。異動や退職時には迅速に権限の変更・削除を行います。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月25日	I 1 ②事務の概要	生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 2. 生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務 3. 生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 2. 生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務 3. 生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事務 4. 生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	「生活保護法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」改正による。
平成30年9月25日	I 3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番15、63 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15、48条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番15 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	事後	
平成30年9月25日	I 4 ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二(情報提供)項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 (情報照会)項番26 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 (情報照会)第19条	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二(情報提供)項番9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119 (情報照会)項番26 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会)第19条	事後	
平成30年9月25日	I 5 ②所属長の役職名	山中 悟	生活福祉課長	事後	様式変更による。
平成30年9月25日	II 1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月25日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	
平成30年9月25日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	I 1 ③システムの名称		生活保護システム、中間サーバー	事後	
平成31年3月1日	I 4 ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二(情報提供)項番9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119 (情報照会)項番26 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3(情報照会)第19条	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二(情報提供)項番9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120 (情報照会)項番26 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3(情報照会)第19条	事後	
平成31年3月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年9月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年9月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
令和2年3月13日	I 4 ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二(情報提供)項番9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120 (情報照会)項番26 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3(情報照会)第19条	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二(情報提供)項番9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120 (情報照会)項番26 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3(情報照会)第19条	事後	
令和2年3月13日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和2年3月13日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 4 ②法令上の根拠	<p>1. (番号法)第19条第7号及び別表第二 (情報提供)項番9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120 (情報照会)項番26</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会)第19条</p>	<p>1. (番号法)第19条第7号及び別表第二 (情報提供)項番9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120 (情報照会)項番26</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会)第19条</p>	事後	
令和3年3月12日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年3月12日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和4年3月18日	I 4 ②法令上の根拠	<p>1. (番号法)第19条第7号及び別表第二 (情報提供)項番9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120 (情報照会)項番26</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会)第19条</p>	<p>1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 (情報提供)項番9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120 (情報照会)項番26</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会)第19条</p>	事後	
令和4年3月18日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月18日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月20日	I 1 ②事務の概要	<p>生活保護法に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。            特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</li> </ol>	<p>生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。            特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</li> <li>医療扶助のオンライン資格確認業務</li> </ol>	事後	
令和5年3月20日	I 3 法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番15</li> <li>(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、第2項及び別表第一 項番15</li> <li>(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</li> <li>新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条、別表第1 項番1、別表第2 項番2及び項番8</li> </ol>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月20日	I 4 ②法令上の根拠	<p>1. (番号法)第19条第8号及び別表第二(情報提供)項番9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120(情報照会)項番26</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3(情報照会)第19条</p>	<p>1. (番号法)第19条第8号、第9号及び別表第二(情報提供)項番9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120(情報照会)項番26</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3(情報照会)第19条</p>	事後	
令和5年3月20日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年3月20日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月20日	I 1 ②事務の概要	<p>生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。</p> <p>特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</li> <li>医療扶助のオンライン資格確認業務</li> </ol>	<p>生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。</p> <p>特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事務</li> <li>生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</li> <li>医療扶助のオンライン資格確認に係る業務(以下の事務) <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</li> </ul> </li> </ol>	事前	<p>「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。</p>
令和5年10月20日	I 1 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー	生活保護システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	<p>「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月20日	I 3 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、第2項及び別表第一 項番15</p> <p>2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</p> <p>3. 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条、別表第1 項番1、別表第2 項番2及び項番8</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、第2項及び別表第一 項番15</p> <p>2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</p> <p>3. 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条、別表第1 項番1、別表第2 項番2及び項番8</p> <p>4. 生活保護法第80条の4</p>	事前	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。
令和5年10月20日	I 4 ②法令上の根拠	<p>1. (番号法)第19条第8号、第9号及び別表第二 (情報提供)項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 (情報照会)項番26</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会)第19条</p>	<p>1. (番号法)第19条第8号、第9号及び別表第二 (情報提供)項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 (情報照会)項番26</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会)第19条</p> <p>〈医療扶助のオンライン資格確認に係る業務〉 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6項(委託に伴い実施するもので、情報連携によらずとも特定個人情報を提供することができる)</p>	事前	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月20日	IV リスク対策	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 「提供・移転しない」	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 「十分である」	事前	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。
令和5年10月20日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	
令和5年10月20日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 1 ②事務の概要	生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 2. 生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務 3. 生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事務 4. 生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 5. 医療扶助のオンライン資格確認に係る業務(以下の事務) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づき生活困窮世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護(生活、住宅、教育、介護、医療等の各扶助)を行い、最低限度の生活を保障し、自立を支援する事務。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 生活保護法に基づく保護の決定及び実施等に関する事務 2. 生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関する事務 3. 生活保護法に基づく進学・就職準備給付金の支給に関する事務 4. 生活保護法に基づく保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 5. 医療扶助のオンライン資格確認に係る業務(以下の事務) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、第2項及び別表第一 項番15 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 3. 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条、別表第1 項番1、別表第2 項番2及び項番8 4. 生活保護法第80条の4	1. 番号法第9条第1項 別表23の項 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 3. 新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条、別表第1 項番1、別表第2 項番1, 2, 7 4. 生活保護法第80条の4	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	I 4 ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第8号、第9号及び別表第二 (情報提供)項番9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120 (情報照会)項番26 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会)第19条  <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6項(委託に伴い実施するもので、情報連携によらずとも特定個人情報を提供することができる)	1. 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42, 43の項 2. 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項 <医療扶助のオンライン資格確認に係る業務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6項(委託に伴い実施するもので、情報連携によらずとも特定個人情報を提供することができる)	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	II 1. 対象人数	令和5年10月20日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 2. 取扱者数	令和5年10月20日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	IV 8. 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。